

諮問した実施機関：上尾市長

諮問日：平成28年3月16日（平成27年度諮問第2号）

答申日：平成28年10月20日（上情個審第18号）

事件名：平成27年12月10日付け上建第172号で上尾市長がした上尾市
情報公開条例第10条の規定による行政文書の存否を明らかにしないで
請求を拒否する決定に対する不服申立て

答申書

第1 審査会の結論

「上尾市〇〇△丁目□番×号◇◇宅に対する違法建築是正指導の全てが分かる文書過去すべて」（以下「本件対象文書」という。）につき、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第10条の規定により、上尾市長（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する決定は妥当である。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立の趣旨

本件不服申立ての趣旨は、平成27年12月10日付けで実施機関が行った行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する決定を取消し、本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 不服申立ての理由

本件対象文書について、上尾市担当課の職員は、個人のプライバシーに係る事項も含めて、口頭でその内容を不服申立人に報告していた。それにもかかわらず、不服申立人による本件対象文書の情報公開請求に対して、特定の個人に係る情報であることを理由に、本件対象文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否する決定をしたことは不当である。

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関の考え方

本件不服申立てについては、本件対象文書の存否を明らかにすること自体、条例第7条第2号（以下「第2号」という。）の非公開情報を公開すること

となるから、条例第10条に基づき行政文書の存否を明らかにすることなく、請求を拒否する決定を行ったものである。

実施機関としては、本件決定を妥当であると考えます。

2 理由

本件の行政文書公開請求書では、特定個人を名指しし、当該個人の所有する建築物の法令違反に対し、市が行った是正指導に係る文書の公開を求めている。

特定個人の氏名については、第2号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。また、是正指導に係る文書は、最も他人に知られたくないものであり、条例同号に規定する「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

これらの非公開情報については、当該文書の有無について応答するだけでも、当該特定個人が所有する建築物の違反の事実の有無が明らかになり、条例に規定する非公開情報を公開することとなるため、本件決定は妥当である。

第4 不服申立ての経緯及び調査審議の経過

1 不服申立ての経緯

- (1) 不服申立人は、平成27年11月27日、条例第6条第1項の規定により「本件対象文書」についての行政文書の公開を請求した。
- (2) 実施機関は、同年12月10日に、条例第10条の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否し、条例第11条第3項の規定によりその旨を不服申立人に通知した。
- (3) 不服申立人は、この決定を不服として、平成28年2月5日、実施機関に対して、行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する決定を取り消すよう、不服申立てを行った。
- (4) 実施機関は、不服申立人に対し、同年2月5日に提出した不服申立書の補正を求めた。
- (5) 不服申立人は、同年3月3日、実施機関に対して補正後の不服申立書を提出した。
- (6) 実施機関は、同年3月16日、条例第20条の規定に基づき、当審査会に諮問した。

2 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年3月16日	実施機関から諮問書を受理
平成28年3月30日	実施機関から行政文書存否応答拒否決定に係る理由説明書を収受
平成28年5月25日	不服申立人から行政文書存否応答拒否決定に対する意見書（以下「意見書」という。）を収受
平成28年8月9日 （審査会第1回目）	実施機関による理由説明及び審議
平成28年8月9日 （審査会第1回目）	不服申立人による意見陳述及び審議
平成28年9月7日 （審査会第2回目）	答申案の検討

第5 審査会の判断

1 違反建築物に対する指導、命令等に係る事務について

上尾市都市整備部建築安全課（以下「建築安全課」という。）は、市民等から違反建築物に係る相談、陳情、苦情等が寄せられると、対象建築物の敷地地番、相談者等の氏名、相談内容等を確認し、対象建築物の調査を行い、必要な場合は、違反建築物の建築主、所有者、工事施行者（以下「違反者等」という。）に対し、是正のための指導を行っている。

また、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第9条第1項では、同法第2条第35項に掲げる特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）が違反者等に対して、違反を是正するために必要な措置をとるよう、命令できることを規定している。

なお、法第9条第13項は、当該命令をした特定行政庁に対して、当該命令を行った旨を公示しなければならないと、規定している。

2 本件対象文書について

本件で公開請求された行政文書は、特定の個人が所有する建築物の法の違

反に係る是正指導について、その全容が記載された文書である。

3 条例の定めについて

(1) 基本的な考え方について

上尾市情報公開条例第7条本文では、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。」と規定している。

この規定からすると、行政文書の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、すべての公開請求に対し平等に行われるものであり、公開・非公開の判断に当たっては、請求の目的及び公開請求者が誰であるかなどは一切考慮されないものと解される。

(2) 条例第7条第2号について

第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定している。また、同号ただし書のアからウのいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨を規定している。

このうち、第2号ただし書のアは「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、第2号ただし書のイは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」をそれぞれ、非公開情報に該当しないものとして規定している。

(3) 条例第10条について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求

を拒否することができる。」と規定している。この規定は、情報公開請求に対し、当該請求文書がある、又はないと回答するだけで、非公開情報の保護される利益が害されることとなるときに、当該請求を拒否することができるとするものである。

4 条例第7条第2号及び第10条該当性について

本件公開請求は、特定の個人に対して、建築安全課が行った法の違反に係る是正指導の全容を記載した文書一切の公開を求めるものであり、本件対象文書の存否を明らかにすることにより、特定の個人に対する、法の違反に係る是正指導の有無（以下「本件存否情報」という。）を答えることと同様の結果が生じることとなると認められる。

本件存否情報については、特定個人の氏名及び住所が情報公開請求書に記載されていることから、特定の個人を識別することができる情報と認められる。したがって、本件存否情報は条例第7条第2号本文に規定する非公開情報に該当する。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関の説明によると、本件存否情報については、これを広く一般に公表することに係る法令及び例規上の規定がなく、また慣行として公表もしていない。

したがって、本件存否情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

次に、同号ただし書イの該当性を検討する。同号ただし書イは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合、具体的には、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である場合には、例外的に当該情報を公開することを定めたものである。

同号で定める、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命等を保護するため、当該情報を情報公開請求者以外の者にも広く公開することが必要であると認められる情報をいうものと解される。本件存否情報については、審査会における調査審議を通じ、これを明らかにする公益上の理由があると判断するまでの特段の事情は認められないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、本件存否情報は、その内容及び性質から同号ただし書ウにも該当しない。

5 不服申立人の主張について

不服申立人は、「不服申立書」及び「意見書」において、市担当課の職員が本件対象文書に係る是正指導の内容及び経過を、口頭で申立人に逐一報告していたことから、本件存否情報を条例第7条第2号ただし書アの「法令等の規定によりまたは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると主張する。

しかしながら、3（1）「基本的な考え方」で前述したとおり、公開・非公開の判断に当たり請求者が誰であるかという事情は一切考慮されず、仮に請求者である申立人が、本件対象文書に係る内容について市担当課の職員から口頭で説明を受けていたとしても、本件存否情報がただし書アの情報に該当するとは認められない。

以上のことから、不服申立人の主張は採用できない。

6 実施機関による本件決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の存否を明らかにすると、条例第7条第2号に該当する非公開情報を公開することとなると認められるため、条例第10条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

(参考) 上尾市情報公開・個人情報保護審査会委員
会長 高松 佳子、委員 渡辺 英人